

●虐待防止法 対比表

		児童虐待防止法	高齢者虐待防止法	障害者虐待防止法
対象行為	主体	・保護者	・養護者 ・養介護施設従事者等 (≒施設職員)	・養護者 ・養介護施設従事者等 (≒施設職員) ・使用者
	客体	「児童」(18歳未満)	「高齢者」(65歳以上)	「障害者」(手帳がなくても該当し得る)
	虐待種別	・身体的虐待 ・心理的虐待 ・ネグレクト ・性的虐待	・身体的虐待 ・心理的虐待 ・ネグレクト ・性的虐待 ・経済的虐待	
通報 通告 義務	通報・ 通告先	市町村、都道府県の設置する福祉事務所または児童相談所	市町村	
	義務が発生 する場面	虐待の疑いがあるとき。		
	義務の強さ	法的義務	法的義務 or 努力義務 ※	法的義務
	守秘義務 との関係	通報・通告義務が優先される。		

※①虐待の疑いがあり、かつ、生命又は身体に重大な危険 → 法的義務

②虐待の疑いはあるが、生命又は身体に危険が生じていない → 努力義務

③上記②の場合でも、養介護施設従事者等が自身の従事する施設や事業において虐待の疑いを発見した場合 → 法的義務